

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
財務部 行政D X企画課	下記の管外出張について復命書が提出されていなかった。 <table><tr><th>出張内容</th><th>旅行日</th><th>出張先</th><th>人数</th></tr><tr><td>都道府県CIOフォーラム 第23回年次総会</td><td>令和7年8月19日から 同月20日まで</td><td>東京都</td><td>2名</td></tr></table>	出張内容	旅行日	出張先	人数	都道府県CIOフォーラム 第23回年次総会	令和7年8月19日から 同月20日まで	東京都	2名	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【令和8年大阪府訓令第11号による改正前の大阪府処務規程】 (復命) 第35条 出張した職員は、用務が終わったときは速やかに帰庁し、復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭で復命することができる。 【管外出張等に係る復命についての一部改正について（通知）（令和2年10月22日付け人企第1770号）】 1 職員が管外へ出張した場合又は管内で宿泊を伴って出張した場合（大阪府防災・危機管理当直実施要綱に定める宿直のために管内で出張した場合を除く。）には、大阪府処務規程（※）第34条ただし書に規定する軽易な事項には当たらず、復命書を提出しなければならないこととする。 2 復命書は、原則として別紙様式を用いて作成し、行政文書管理システムを利用し保存すること。 ※令和3年大阪府訓令第17号に改正前の大阪府処務規程
出張内容	旅行日	出張先	人数							
都道府県CIOフォーラム 第23回年次総会	令和7年8月19日から 同月20日まで	東京都	2名							